

鳥取県訓令第3号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前																																																																																														
<p>(所属長及び管守者の責務)</p> <p>第3条 所属長（本庁の課（課に相当するものを含む。）及び地方機関の長の職にある者並びにまんが王国官房の副官房長をいう。以下同じ。）は、所属の職員（所属長を含む。）が管守者である公印の管理状況を把握し、公印の管理が円滑かつ適正に行われるよう所属の職員を指揮監督するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>ひな形</th> <th>寸法</th> <th>管守者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>9 局長印 第1号及び第2号</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>鳥取県 何部(局) 何局長印</td> <td>22ミリメートル 平方</td> <td>主管課長 農林総合研究所長</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>11 課長印 第1号</td> <td>鳥取県何部 (局・監) 何課長印</td> <td>21ミリメートル 平方</td> <td>主務課長 まんが王国官 房副官房長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>鳥取県何部 何局 何課長印</td> <td>21ミリメートル 平方</td> <td>主務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>何課長 印 (鳥取県何部 局・監)</td> <td>21ミリメートル 平方</td> <td>主務課長</td> <td>縦書きの文 書用</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table>					公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	略					9 局長印 第1号及び第2号	略				第3号	鳥取県 何部(局) 何局長印	22ミリメートル 平方	主管課長 農林総合研究所長		略					11 課長印 第1号	鳥取県何部 (局・監) 何課長印	21ミリメートル 平方	主務課長 まんが王国官 房副官房長		第2号	鳥取県何部 何局 何課長印	21ミリメートル 平方	主務課長		第3号	何課長 印 (鳥取県何部 局・監)	21ミリメートル 平方	主務課長	縦書きの文 書用	略					<p>(所属長及び管守者の責務)</p> <p>第3条 所属長（本庁の課（課に相当するものを含む。）及び地方機関の長の職にある者をいう。以下同じ。）は、所属の職員（所属長を含む。）が管守者である公印の管理状況を把握し、公印の管理が円滑かつ適正に行われるよう所属の職員を指揮監督するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>ひな形</th> <th>寸法</th> <th>管守者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>9 局長印 第1号及び第2号</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>鳥取県 何部何 局(所)長印</td> <td>22ミリメートル 平方</td> <td>政策法務課長 農林総合研 究所長</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>11 課(室)長印 第1号</td> <td>鳥取県何部 (局・監) 何課(室・ 本部・所 校)長印</td> <td>21ミリメートル 平方</td> <td>主務課(室・ 本部・所・ 校)長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>鳥取県何部何 局(所・室) 何課(室・所 ・部・場) 長印</td> <td>21ミリメートル 平方</td> <td>主務課(室・ 所・部・場) 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>長所何 課(校) 印 (鳥取県何部 局・監・ 室・)</td> <td>21ミリメートル 平方</td> <td>主務課(室・ 所・校)長</td> <td>縦書きの文 書用</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table>					公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	略					9 局長印 第1号及び第2号	略				第3号	鳥取県 何部何 局(所)長印	22ミリメートル 平方	政策法務課長 農林総合研 究所長		略					11 課(室)長印 第1号	鳥取県何部 (局・監) 何課(室・ 本部・所 校)長印	21ミリメートル 平方	主務課(室・ 本部・所・ 校)長		第2号	鳥取県何部何 局(所・室) 何課(室・所 ・部・場) 長印	21ミリメートル 平方	主務課(室・ 所・部・場) 長		第3号	長所何 課(校) 印 (鳥取県何部 局・監・ 室・)	21ミリメートル 平方	主務課(室・ 所・校)長	縦書きの文 書用	略				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要																																																																																															
略																																																																																																			
9 局長印 第1号及び第2号	略																																																																																																		
第3号	鳥取県 何部(局) 何局長印	22ミリメートル 平方	主管課長 農林総合研究所長																																																																																																
略																																																																																																			
11 課長印 第1号	鳥取県何部 (局・監) 何課長印	21ミリメートル 平方	主務課長 まんが王国官 房副官房長																																																																																																
第2号	鳥取県何部 何局 何課長印	21ミリメートル 平方	主務課長																																																																																																
第3号	何課長 印 (鳥取県何部 局・監)	21ミリメートル 平方	主務課長	縦書きの文 書用																																																																																															
略																																																																																																			
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要																																																																																															
略																																																																																																			
9 局長印 第1号及び第2号	略																																																																																																		
第3号	鳥取県 何部何 局(所)長印	22ミリメートル 平方	政策法務課長 農林総合研 究所長																																																																																																
略																																																																																																			
11 課(室)長印 第1号	鳥取県何部 (局・監) 何課(室・ 本部・所 校)長印	21ミリメートル 平方	主務課(室・ 本部・所・ 校)長																																																																																																
第2号	鳥取県何部何 局(所・室) 何課(室・所 ・部・場) 長印	21ミリメートル 平方	主務課(室・ 所・部・場) 長																																																																																																
第3号	長所何 課(校) 印 (鳥取県何部 局・監・ 室・)	21ミリメートル 平方	主務課(室・ 所・校)長	縦書きの文 書用																																																																																															
略																																																																																																			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。